

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所加工施設
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	13
4. 特記事項	13

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年2月13日

至 平成30年3月14日

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 佐藤 末明

原子力保安検査官 山中 弘之

原子力保安検査官 山本 俊一郎

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 上野 賢一

原子力保安検査官 田中 秀樹 他

原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 笠原 無限

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①「事業者対応方針等の履行」の実施状況

②放射性廃棄物の放出管理の実施状況

③非常時等の措置の実施状況

(2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行」の実施状況、「放射性廃棄物の放出管理の実施状況」、「非常時等の措置の実施状況」を基本検査項目として、また、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行」の実施状況については、平成29年度

第2回保安検査等で確認されたウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等^A、JAEA 大洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足等の問題に対し日本原燃株式会社が示した対応方針(以下「事業者対応方針」という。)の取組状況について、主に以下を確認した。

「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針^C」(以下「対応方針2」という。)については、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器(直接目視が困難なものを除く。)について、ウォークダウン^Dによる現場確認が終了し、調査結果をとりまとめた設備・機器リストを作成中であること、直接目視が困難な箇所として、管理区域の境界を形成する壁に設置された貫通孔内部の配管等について外観点検を実施していること等を関係者への聴取及び書類により確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^E」(以下「対応方針3」という。)については、安全・品質本部が JAEA 大洗内部被ばく事故(以下「大洗事故」という。)に対する水平展開活動に関する体制 について、平成29年度第3回保安検査の指摘を反映し、会議体の役割の明確化等を実施するとともに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。

一方、調査項目の1つとして、各施設の工程毎に取り扱う核燃料物質等を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点から、必要な水平展開事項がないか調査したものの、他事業部において「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点不足していたことが確認されたことから、安全・品質本部に対し、各事業部の活動を適切に管理するよう「気付き事項」として指摘した。

濃縮事業部の取り組みとして、核燃料物質の管理面に係る水平展開調査として、作業計画、過去の知見の反映等の観点から水平展開が必要な事項を検討し、事故発生時の初動対応、核燃料物質漏えい時の対応資機材の整備等に係る改善事項を取りまとめ、必要な資機材の検討及び訓練を実施したこと等を関係者への聴取及び書類により確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^F」(以下「対応方針4」という。)については、事業者が「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に説明できない」ことの対策として、チェック責任者による活動、セルフチェックの強化、CAP^Gの運用改善、事業部

A:平成29年8月31日ウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクトに顕著な腐食が認められた事象。

B:平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

C:平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D:現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。

E:平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。

F:今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

G:「CAP」とは、是正処置プログラム(Corrective Action Program)の略称で、品質情報を用いて、問題の特定・評価等を行い

長級幹部と部長・課長級による保安活動についての対話活動等を継続的に実施していることを確認した。各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、全設備を管理下に置く活動等に参画し、チェック機能の強化に寄与していることを確認した。

一方、安全・品質本部は事業者対応方針の実施項目等を記載したアクションプランを策定し、進捗管理を行い、定期的に品質・保安会議に報告していたものの、対応方針4の(1.はじめに)に記載された、「対応方針1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、対応方針3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施するよう「気付き事項」として指摘した。

濃縮事業部の取り組みとして、チェック責任者が保安上重要な業務の計画とその履行状況について、計画策定時の検討が十分になされているか、計画通りに実施できていない事項に対して改善策が検討されているか等の視点で確認するとともに、規制当局への説明資料について、安全面で非保守的な事項がないか、資料が全体として論理的であるかという視点で確認していること等を関係者への聴取及び書類により確認した。

「放射性廃棄物の放出管理の実施状況」については、放射性廃棄物の放出管理に係る放射性物質濃度の測定的外部委託を可能とする保安規定の変更認可を踏まえ、関連規程類の改正を実施したこと、外部への委託に際しては、外部委託先の能力を評価した上で選定していること等を関係者への聴取及び書類により確認した。

一方、保安規定の変更に係る教育の実施状況を確認したところ、防災管理課、警備課等において、今回の改正を含む過去の保安規定等の改正教育について、最新版の保安規定の配付管理はなされていたものの、課長による改正教育の指示、確認等が適時に行われていないことが確認された。本件に関して、不適合管理の仕組みの中で是正するよう「気付き事項」として指摘した。

「非常時等の措置の実施状況」については、六ふっ化ウラン(以下「UF6」という。)が漏えいしたことを想定した訓練を実施したこと、大洗事故等を踏まえて、訓練の中長期計画の見直し中であること等を関係者への聴取及び書類により確認した。

追加検査の結果、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査」については、品質マネジメントシステムに係る報告徴収^{H)}を受け、平成29年2月28日に原子力規制庁に提

組織全体の振る舞いを促進することを目的として是正処置を実施していく改善の仕組み。

H:平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。原子力規制委員会は、核原料物質、

出した報告書を踏まえた改善活動として、安全・品質本部、監査室、濃縮事業部等が、アクションプランに基づき改善活動を実施していることを関係者への聴取及び書類により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動に関し、新規に保安規定違反として指摘する事項はなかったものの、これまでに保安規定違反と指摘した事項については改善の途上にあることから、引き続き、事業者の改善状況を今後の保安検査等において確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 「事業者対応方針等の履行」の実施状況

ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷、大洗事故に対する水平展開不足等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 対応方針2の対策の実施状況

対応方針2は、現場にある全ての設備を対象に、設備・機器の設置場所及び管理責任部署の確認並びに設備・機器の状態把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえ、保全計画の策定を含む保全の取組みに係る改善を図るとしている。これらの活動について、計画の管理、計画に基づく実施、活動を通じた改善事項等の取組状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 事業者対応方針等の改正

ウラン濃縮工場内外に設置されている全ての設備・機器の設置場所の確認について、天候等の理由により屋外に設置された設備・機器に対する確認が遅延したことを受けて、対応方針2及び当該方針に基づく計画書を改正したことを関係者への聴取及び「品質・保安会議 結果報告書」、「濃縮安全委員会審議結果報告書」等により確認した。

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、品質マネジメントシステムが機能していなかった問題に対する原因究明とその是正措置計画を報告することを日本原燃株式会社に命じた。
I:「全体計画書 件名:ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等における対応」、「個別計画書 全設備・機器の状態確認計画書」

(b) 全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握について

平成29年度第3回保安検査において、設備・機器の設置場所の確認及びそれらの状態把握の活動に関して、調査における判定基準の整備を含むワークダウンによる調査の方法を定めたこと、調査の方法を実施者に教育したこと等を確認している。

平成29年度第3回保安検査以降の活動として、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器（直接目視が困難なものを除く。）の確認については、ワークダウンによる現場確認が終了し、ウラン濃縮工場長直轄の検証チームにより調査結果の検証がなされ、検査の時点で調査結果をとりまとめた設備・機器リストを作成中であることを関係者への聴取及び「屋内ワークダウン要領書」、「工場長直轄チームによるワークダウン検証活動マニュアル」等により確認した。また、ウラン濃縮工場外に設置された設備・機器に対するワークダウンについては、積雪の影響を受けない範囲で実施中であることを関係者への聴取及び「屋外（濃縮・埋設事業所内）ワークダウン要領書」等により確認した。さらに、全社監視チームが実施責任者であるウラン濃縮工場長と定期的に打合せを行い、必要なタイミングで活動の振り返りを実施する旨の改善提言等をしていること、保修担当課長がワークダウンにおいて見つかった錆等の不具合について不適合管理を行っていることを関係者への聴取及び「安全・品質改革委員会議事録」、「不適合処理票（計画）」等により確認した。

直接目視が困難な箇所の外観点検については、「直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」に基づき、管理区域の境界を形成する壁に溶接により閉止処理されている貫通孔内部の配管等及び保温材を取り外した UF6 配管の点検に係る実施要領書を策定するとともに、当該要領書に基づき調査を実施していること、これらの活動を通じて確認された錆や変色等の不具合を不適合管理していること、本検査時点で結果を取りまとめ中であることを関係者への聴取及び「直接目視が困難な箇所等の外観点検 貫通孔点検要領書（第1段階）」、「直接目視が困難な箇所等の外観点検 UF6 配管の保温材内面点検要領書（第1段階）」等により確認した。

(c) 設備・機器の点検計画の策定等について

保修担当課長は、設備・機器の優先度に応じて点検、設備更新を実施する方針の下、上記(b)全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握の活動結果に基づき、安全上の重要度が高いもの、過去に点検の実績がないもの等を優先度が高いものとして短期に点検する設備・機器に、その他の設備・機器を中長期に点検を実施する設備・機器に分類したこと、この分類に基づき点検計画を定めたことを関係者への聴取及び「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検計画書（短期）」等により確認した。

また、短期に点検を実施するとした設備・機器（消火設備配管等）については

点検が実施済であること、中長期に分類された設備・機器についても、計画に沿って点検が始められていることを関係者への聴取及び「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検計画書(短期)消火設備配管・弁点検完了報告書」等により確認した。

(d) 活動を通じた改善事項について

運転課長は、ウォークダウンの経験から得られた設備・機器の見るべき観点等に係る知見を巡視点検の活動に反映するため、「巡視点検の心得」を改正したこと、巡視点検を実施する各課長は、各課員へ改正内容の教育を実施したことを関係者への聴取、「巡視点検の心得」、「教育・訓練報告書」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3は、平成29年度第2回保安検査(加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設)における大洗事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部における全社的な水平展開体制の構築等の対策を実施している。これを踏まえ、安全・品質本部及び濃縮事業部の対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

平成29年度第3回保安検査において、安全・品質本部は保安上重大な事象が発生した際は、全社的な水平展開の要否を判断し、役割を明確にした「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書(以下「大洗事故水平展開実施計画書」という。)を策定するとともに、検討体制には経営層に加え、各事業部の専門的知識を有するメンバーでリスクの洗い出しを実施した上で対応を検討するとし、大洗事故に対する水平展開活動を実施していたが、具体的な対策の実施に着手できていないことが確認された。

この件に対し、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。

大洗事故水平展開実施計画書における調査項目1から3として、大洗事故の時系列、具体的問題点、原因等から抽出したリスク63項目並びに調査項目4として、各事業部の工程毎に取り扱う化学物質、核燃料物質等を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点から必要な水平展開事項がないか、各事業部で調査、検討し、手順書や異常時の訓練、資機材への反映等の改善事項を取りまとめ、安全・品質本部(作業会)が各事業部の改善事項を中間実施報告として取りまとめ、品質・保安会議に報告し、了承されたことを関係者への聴取、会議議事録等により確認した。

しかしながら、調査項目4において、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点で不足していたことが確認されたことから、安全・品質本部に対し、大洗事故水平展開実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認する等、各事業部の活動を適切に管理するよう「気付き事項」として指摘した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

平成29年度第3回保安検査において、大洗事故に対するウラン濃縮工場の特徴を踏まえた水平展開の対応については、実施計画書を定め、この計画に基づく活動を実施していることを確認している。

平成29年度第3回保安検査以降の活動としては、核燃料物質の管理面での確認に係る水平展開調査として、作業計画、過去の知見の反映等の観点から水平展開が必要な事項を検討し、事故発生時の初動対応、核燃料物質漏えい時の対応資機材の整備等に係る改善事項として、除染作業時に必要なグリーンハウスの維持管理方法が明確になっていないこと等を取りまとめたことを関係者への聴取、「予防処置報告書(計画)」、「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた濃縮事業部における水平展開報告書」等により確認した。

改善事項に基づく資機材の整備及びこれらの資機材を用いた教育・訓練に関して、施設の特徴を踏まえ、化学薬品、熱水、液体窒素等に対する必要な資機材を検討し、化学薬品の暴露を想定した訓練を実施していること、少量のUF6の漏えい時に作業員がフッ化水素(以下「HF」という。)に暴露したことを想定した身体除染に係る訓練を実施していることを関係者への聴取、「濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗い出しの実実施計画書に基づく実施結果に係る中間報告」、「UF6 リークにより HF 暴露した作業員の初動対応に関する短期的な教育・訓練計画に基づく実施結果報告」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4は、全社の活動として今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」及び「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策に係る活動について、安全・品質本部は、全体計画書等を策定、改正し、全体計画書等に基づき、活動していることを確認した。

J: 「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化)」に係る全体計画書及び「安全・品質本部に係る「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事

セルフチェックの強化については、安全・品質本部長は管理強化に係る全体計画書を改正し、チェック責任者の選定要件の明確化を図ったこと及び各事業部のチェック責任者と1ヶ月に1回程度面談し、その結果を安全・品質改革委員会に報告していることを関係者への聴取、会議議事録等により確認した。

自ら気付き、改善していく体質改善については、体質改善実施計画書^Kに基づき、現場の課題、気付きを拾い出すために最も身近な第三者である協力企業への訪問(20社程度)及びアンケート(全社)を実施し、現場の課題、気付き等を抽出し、その後各事業部に対し、事実確認を行い、不適合と判断されるものは速やかに処置を行う等を依頼し、その結果を集約し、安全・品質改革委員会に報告していること等を関係者への聴取、体質改善実施計画書等により確認した。

全社におけるチェック機能の強化のため、各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、「全設備を管理下に置く活動」、「志賀発電所水平展開対応(雨水浸入)」における活動を現場確認や関係者への聞き取り等によりチェックし、「設備を管理下に置く活動を振り返り、設備の全数確認に対する在るべき姿が何か、一度立ち止まって見極め、場合によっては事業者対応方針の変更も検討すること。」等を安全・品質改革委員会に報告する等、全社におけるチェック機能の強化に寄与していることを関係者への聴取、会議議事録等により確認した。

平成29年度第3回保安検査において、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確実に管理するよう「気付き事項」として指摘したことに対し、安全・品質本部が、全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理に係る、全体の実施項目、実施期限等を記載したアクションプランを策定し、進捗管理を行い、定期的に品質・保安会議に報告していることを関係者への聴取、会議議事録等により確認した。

一方、安全・品質本部は事業者対応方針の実施項目等を記載したアクションプランを作成し、進捗管理を行い、定期的に品質・保安会議に報告していたものの、対応方針4の(1. はじめに)に記載された、「対応方針1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、対応方針3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施するよう「気付き事項」として指摘した。

この件について、安全・品質本部は社内ルールに基づき、既に実施している対応方針1及び2の根本原因分析に加え、対応方針3についても根本原因分析に

項等の管理強化」に関する実施計画書」

K:「自らの気付きを高めるための改善につなげる取り組み」に係る実施計画書(安全・品質本部 実施事項)

より詳細な原因分析と対策を検討し、対応方針1から3の根本原因分析で洗い出された背景要因を踏まえて、追加で必要な対策があればこれを実施していく実施方針を平成30年2月22日の品質・保安会議に報告し、決定したこと、対応方針3については根本原因分析チームメンバーを選任し、根本原因分析を開始したことを関係者への聴取、会議議事録等により確認した。また、この活動項目をアクションプランに記載し、管理していくことを関係者への聴取により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

濃縮事業部は、安全・品質本部において「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上の重要な約束事項、指摘事項等の管理強化)に係る全体計画書」を改正したことを受けて、同計画書に基づく実施計画書である「濃縮事業部としての改善の取り組み強化」を改正し、セルフチェックの強化、CAPの運用の改善等に関して、主に以下の活動を実施していることを確認した。

セルフチェックの強化については、チェック責任者の代行者を選任し、体制を強化したこと、チェック責任者が保安上重要な業務の計画とその履行状況について、計画策定時の検討が十分になされているか、計画通りに実施できていない事項に対して改善策が検討されているか等の視点で確認していること、規制当局への説明資料について、安全面で非保守的な事項がないか、資料が全体として論理的であるかという視点で確認し、必要に応じて改善を要する事項等を気付き事項として対応部署と共有し、その気付き事項に基づき改善が図られていることを再度確認していること等を関係者への聴取、「チェック責任者による確認結果」等により確認した。

CAPの運用の改善については、現場の気付きを組織に伝えやすくするため、「濃縮事業部 不適合等管理要領」において、異常兆候、気付き事項を含む事象を改善活動の対象として登録することを明確にし、従前よりも広範囲の事象が登録されるようになってきたこと等を関係者への聴取、「濃縮事業部 不適合等管理要領」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、今回の保安検査での指摘に対し、自らの改善活動の仕組みの中で改善を図っていくとしていること、継続して事業者対応方針に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

②放射性廃棄物の放出管理の実施状況

平成29年第3回保安検査において確認された、平成29年度第1四半期の保安規定第60条及び第61条に定める放出管理に係る放射性物質濃度の精密測定の実施に対する改善の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を

施した。検査結果は以下のとおり。

a. 不適合管理の実施状況について

平成29年度第1四半期分の放射性液体及び放射性気体廃棄物の精密測定を翌四半期に実施できなかったことについて、不適合処理票が起票され、不適合を除去するために、当該精密測定を外部委託で実施する方針としたこと、外部委託を実施するための計画書を策定し、事業部長の承認を得ていることを関係者への聴取、「不適合処理票(計画)」、「外部委託による放出管理に係る放射性物質濃度の精密測定の未実施に対する計画書」等により確認した。

b. 保安規定の変更を踏まえた対応について

放射性廃棄物の放出管理に係る放射性物質濃度の測定の外部委託を可能とする保安規定の変更認可を踏まえ、外部委託に係る測定手順や測定後の測定試料の取扱等について関連規程類の改正を実施したことを関係者への聴取、「品質・保安会議 結果報告書」、「濃縮安全委員会審議結果報告書」等により確認した。

一方、保安規定の変更に係る教育の実施状況を確認したところ、防災管理課、警備課等において、今回の改正を含む過去の保安規定等の改正に係る「加工施設教育・訓練要領」に基づく改正教育について、最新版の保安規定の配布管理はなされていたものの、課長による改正教育の指示、確認等が適時に行われていないことが確認された。本件については、不適合管理の仕組みの中で是正するよう「気付き事項」として指摘した。なお、事業者は、本件について保安検査期間中に不適合として管理下に置いたこと、不適合の除去として未実施であった部署において改正教育を実施したこと、今後、是正処置を講ずるとしていることを確認した。

c. 精密測定の外部への委託について

精密測定の外部への委託に際しては、放射線安全課長が、「濃縮事業部 調達先管理要領」に基づき、精密測定の要求事項を明確にしていること、技術的能力、品質保証体制等を評価した上で委託先を選定していることを関係者への聴取、「外部委託先に対する要求事項の整理結果」、「調達先評価表」、「放射性液体・気体廃棄物測定委託(その1)概略仕様書」等により確認した。

外部委託先における初回の精密測定実施時には、放射線安全課の課員が測定作業の一部に立ち会い、調達において仕様として要求した測定精度(日本原燃株式会社内での測定と同等の精度)及び手順で測定していること、精密測定の結果及び校正がなされた計測器を使用していることを関係者への聴取、「放射性液体・気体廃棄物測定委託(その1)測定結果報告書(速報)」等により確認した。

外部委託先における精密測定結果をもとに、廃水中及び排気中の放射性物質の3ヶ月間の平均濃度を算出し、保安規定第60条及び第61条に定める記録を作成したことを関係者への聴取、「加工施設 排気口における廃水中の放射性物質の3

月間の平均濃度(精密測定)(2017年度第1四半期分)等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、今回の保安検査での指摘に対し、自らの改善活動の仕組みの中で改善を図っていくとしていることから、事業者の改善状況については、今後の保安検査等において確認していく。

③非常時等の措置の実施状況

非常時に対応するための訓練の実施状況、訓練等を踏まえた改善の実施状況として、平成29年9月に実施した非常時対応の総合訓練に関して、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

総合訓練の実施に際しては、事前に各機能班で個別訓練を実施し、力量評価基準に基づき、参加者の力量評価を実施していることを関係者への聴取、「教育訓練報告書」、「加工施設 非常時対策組織要員 力量評価基準」等により確認した。

地震に起因してUF6が漏えいする事故を想定した総合訓練において、過去の訓練の反省を踏まえて、復命復唱の徹底を図っていること、放射線管理の手順、応急時の設備対応のためのマニュアル及び消火のための資機材の保管場所の見直しが行われたことを関係者への聴取、「加工施設 非常時対策組織 本部員活動マニュアル」、「ウラン濃縮工場 設備応急班活動マニュアル」等により確認した。

総合訓練の実施後、事務局である濃縮技術課において反省事項をリスト化するとともに、各機能班における改善状況を管理していることを関係者への聴取、「総合訓練実施結果報告書(非常時)」等により確認した。

非常時等の措置に係る訓練の中長期計画については、大洗事故等を踏まえて見直し中であることを関係者への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査項目

①保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

平成28年度第3回保安検査で確認された品質マネジメントシステムが機能していなかったことに係る保安規定違反に対する改善活動について、平成29年度第3回保安検査に引き続き、適切な活動が行われているかについて確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

a. 安全・品質本部の改善活動

安全・品質本部は、「「全社対応委員会およびマネジメントレビューの見直し」に係る実施計画書」に基づき、是正処置として実施した、マネジメントレビューのインプット

資料の作成及び確認等に係る運用等の見直しについて、有効性評価を実施したこと、これらの活動が有効であると評価したこと、安全・品質改革委員会に報告したことを関係者への聴取、「「全社対応委員会およびマネジメントレビューの見直し」に係る実施計画書」に基づく有効性評価の記録」等により確認した。

また、業務プロセスの改善を目的として改正した「安全・品質本部 文書管理要領」については、安全・品質本部が実施した有効性評価において、業務の計画に対する重要度・緊急性に係る記載が不十分と評価されたことから、改めて同要領を改正し、計画書の表紙に重要度等の表示を行う運用の見直しを実施したことを関係者への聴取、「是正処置処理票(計画)」等により確認した。

b. 監査室の改善活動

監査室は、「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等計画書」に基づき、是正処置として実施した、研修の受講や専門家による現地指導による監査室員の力量向上に係る教育等について、有効性評価を行った結果、改善活動が有効であると評価していることを関係者への聴取、「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等の有効性評価の記録」等により確認した。

また、監査室員以外のチームによる監査室に対する特別内部監査を実施したこと、内部監査において、是正処置等が効果的に実施され、維持されていると評価したこと、結果を安全・品質改革委員会へ報告したこと等を関係者への聴取、「内部監査報告書[特別]【監査室:2017年度第1回】」等により確認した。

c. 全社で実施する継続的な改善活動

経営本部は、「全社的な職場風土の改善に関する計画書」に基づき、会社全体で実施する継続的改善活動として、管理職を対象としたマネジメント研修を実施していること、社長と社員の対話活動を実施していること、職場風土アドバイザー会議を開催する予定であることを関係者への聴取、「2017年度新任管理職研修(マネジメント編)」、「社長副長対話実績一覧」等により確認した。

d. 是正措置等の進捗管理及び評価

安全・品質改革委員会において、報告徴収に基づく是正措置のアクションプランの進捗管理や事業者対応方針に係る活動の進め方等を議論していることを関係者への聴取、「安全・品質改革委員会議事録」等により確認した。

また、社長は、社外有識者で構成された安全・品質改革検証委員会を平成30年1月に開催し、報告徴収に基づく是正措置と事業者対応方針等に共通した課題

を整理して報告したこと、委員より、マネジメントオブザベーション^Lによる気付き事項をCAPにおいて改善活動の対象として登録すること等の助言を得たことを関係者への聴取、「第2回安全・品質改革検証委員会議事概要」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者は継続してアクションプランに基づき改善活動に取り組むこととしていることから、今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

L: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況等)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動

(別添1)

保安検査日程(1/5)

月 日	2月13日(火)	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1		
午 後	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1		
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務				
時間外				

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/5)

月 日	2月19日(月)	2月20日(火)	2月21日(水)	2月22日(木)	2月23日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
		○放射性廃棄物の放出管理の実施状況	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況	○放射性廃棄物の放出管理の実施状況 ○「事業者対応方針等の履行」の実施状況	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況
午 後		○放射性廃棄物の放出管理の実施状況	○「事業者対応方針等の履行」の実施状況	◎非常時等の措置の実施状況	☆保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 ○放射性廃棄物の放出管理の実施状況
		●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(3/5)

月 日	2月26日(月)	2月27日(火)	2月28日(水)	3月1日(木)	3月2日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
		○「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1			
午 後					
		●チーム会議 ●まとめ会議			
勤務					
時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(4/5)

月 日	3月5日(月)	3月6日(火)	3月7日(水)	3月8日(木)	3月9日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
午 後					
勤務 時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(4/5)

月 日	3月12日(月)	3月13日(火)	3月14日(水)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
午 後			●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議※1
勤務 時間外			

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
根本原因分析に基づく改善提言に対する不適切な是正措置に係る保安規定違反(違反)に対する改善措置状況	平成28年度第3回保安検査において、安全・品質本部は、社長直轄の組織(根本原因分析チーム)から同本部に対してなされた改善提言について、対応が終了していないにもかかわらず、対応が終了し、組織改正等によって改善されたとする事実と異なる評価結果をまとめていたこと、また、当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打合せによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等がなく、また、評価結果を全社対応委員会に諮るべきとこ	1. 安全・品質本部の是正措置計画 (1)マネジメントレビューの実施に向けた安全・品質本部の対応の改善 ①マネジメントレビューへのインプットの正確性を期すために、セルフチェックシートを用いてインプット資料をチェックすること。	【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」にて、本部内でのセルフチェックシートの運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
	<p>ろ、これがなされていない等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであったことが確認された。</p> <p>以上は、次の保安規定の条項に違反している。</p> <p>【濃縮・埋設事業所加工施設保安規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 職務 第2項 ・第22条 業務の計画及び実施 第1項 ・第27条 是正処置及び予防処置 第4項 	<p>② マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるために、保安検査終了後速やかにマネジメントレビューを開催し、社長へ報告すること。</p> <p>③ 安全・品質本部におけるセルフチェックシートの運用について、各事業部へ展開すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」にて、各事業部の保安検査終了後10営業日以内にマネジメントレビューを開催する運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>各事業部のインプット資料作成ルールについて、聞き取り調査を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>各事業部の聞き取り調査結果を基に、インプット資料の確認の視点を明確にし、平成29年度第2回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	<p>完了</p> <p>未完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(2)安全・品質本部の役割・責任・権限の明確化</p> <p>①安全・品質本部長の役割として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援及び品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために社長を補佐することを明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部長への期待事項について」を社達として制定し(平成29年2月)、明確にしていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②関連規程類において、安全・品質本部の職務を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「職制規程」を改正し(平成29年2月及び同年3月)職務を明確にしたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>③各事業部の品質保証活動を監視(オーバーサイト)する仕組みを構築し、各事業部の強み、弱みを特定するとともに、他事業部の強みを水平展開することにより、全社としての安全性向上を図る。また、オーバーサイトの実施結果をマネジメントレビューにおいて社長に報告すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 オーバーサイトを実施するための個別計画書を策定したこと(平成29年4月)、また、各事業部の品質保証活動を定量的に評価するための指標を設定し、各事業部のデータを集約中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき、各事業部の品質保証活動について、設定した指標を用いて定量的に評価し、平成29年度第1回及び同第2回マネジメントレビューにおいて社長へ報告していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	未完了
		<p>(3)全社対応委員会の改革と仕組みの見直し</p> <p>①全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会規程」を改正し、社長からの「指示・命令」機関であることを明確にしたこと(平成29年2月)、また、パンチリストにより課題がフォローされていることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		②安全・品質本部の管理職及び品質保証部門の関係者に対して、品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書を策定したこと(平成29年2月)、また、同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p>	未完了
		③安全・品質本部員に、担当する業務と保安規定要求事項との紐付けを理解させるために、保安規定に係る教育を実施すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の業務と保安規定との関連を整理した表を用いて、教育を実施していること、また、教育実績等を反映して整理表の充実化を図る予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年9月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		④5W2Hを意識した業務管理能力の向上を図るために、社外専門家による実践的研修を実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書に基づき研修を実施したこと(平成29年3月)、また、同研修結果を踏まえ、平成29年度に実施する研修計画の見直しを	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。</p>	
		<p>(5)安全・品質本部の心得の制定と徹底</p> <p>①品質保証活動の重要性を認識した活動を実施するために、安全・品質本部員が品質保証活動に関する業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を本部内に浸透させること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部員の心得(7つの心得)」を改正し、本部員全員で毎朝唱和していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(6)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立</p> <p>①安全・品質本部で所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務の見える化を図ることにより、計画的かつ組織的な業務管理を徹底すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、当該要領に従って、重要度・緊急性を踏まえて平成29年度の品質目標を設定していること、また、当該品質目標を執務室に掲示し、本部長以下で進捗状況を確認するとともに課題を共有していること(平成29年4月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年10月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②業務の計画を策定するにあたり、要求事項及び重要度・緊急性を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 文書管理要領」の改正方針を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 同要領を改正し、5W2H、業務の重要</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>度・緊急性を意識した文書を作成すること等を明確にしたこと(平成29年6月、同年7月)、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、重要度・緊急性に係る記載が不十分と判断し、同要領を再改正したことを確認した。</p>	
		<p>(7)安全・品質本部の不適合管理ルールの見直し</p> <p>①安全・品質本部の不適合管理について、5W2Hを意識する手順とし、重要性に応じたグレード分けを行い、会議体において是正処置の妥当性及び進捗状況を確認する運用とすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 不適合管理要領」を改正し、5W2Hを意識した様式への変更、重要性に応じたグレードの設定及び不適合検討WGを設置したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(8)「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」の整理、個別計画書の策定及び実施</p> <p>①「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」(以下「全体計画書」という。)を整理し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動と、安全・品質本部の是正措置計画に係る活動を分割すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>全体計画書を改正するとともに、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」を策定したこと(平成29年3月)を確認した。</p>	<p>完了</p>
		<p>②安全・品質本部の是正措置計画に係る個別計画書を策定し、改善活動を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」に基づく個別計画書を策定し、改善活動を実施中であることを確認した。</p>	<p>未完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p>	
		<p>2. 監査室の是正措置計画 (1) 監査室の独立性確保 ① 特定の取締役が強く監査室に関与しないために、担当取締役を廃止すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 取締役の業務分担及び事務委嘱を見直し、監査室の担当取締役を廃止したこと（平成29年1月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>② 監査室の執務室を、監査対象組織から物理的に隔離すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の隣にあった監査室の執務室を別のフロアに移し、保安組織から物理的に隔離したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>③ 関連規程類の中で、監査室が組織的に独立した記載となっていること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>関連規程類について、監査室の独立性に影響を及ぼす記載がないことを確認したこと(平成29年2月)、また、「全社品質保証計画書」を安全・品質本部が改正する際に、「監査室の独立性の確保」を追加したこと(平成29年3月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(2) 監査室の活動を監査に限定</p> <p>① 監査室の活動を監査に限定するために、関連規程類を改正すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「監査室全社品質保証計画書運用要則」を改正し、監査室の活動を監査に限定したこと(平成29年2月)、また、当該措置</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		②臨時の特別監査に対応するための仕組みを構築すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室内部監査要則」を改正し、臨時の特別監査を行う際に、必要な力量を有する人材を全社から招集できるようにしたこと（平成29年2月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(3)監査室の役割、責任及び権限の明確化</p> <p>①監査室の責任と権限が関連規程類において明確となっていること</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 JEAC4209の監査に関する要求事項と照らし合わせて、関連規程類において、監</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		と。	<p>査室の責任と権限が明確になっていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した(平成29年3月)。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		② 監査室員の役割を明確にし、業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を監査室内に浸透させること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室員の心得」を策定し、監査室員に対して教育を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		③ 監査室の業務目標において、監査室員個人の役割及び責任を明確に設定すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員が個人の「業績評定表(計画)」を設定したこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(4) 監査室員の力量向上 ① 監査は客観的な事実に基づく行為であることを再認識するために、品質マネジメントの基礎に係る教育を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員に対して、「品質マネジメントシステム運用研修」を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>② 品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書に基づいて教育を実施中であること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		③ 監査に必要な力量を向上させるため、監査室員が実施する内部監査において、品質マネジメントシステムの専門家による現地指導を受けること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 平成29年3月に実施した内部監査において、外部の専門家が立会い、助言を受けたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	未完了
		④ 監査に必要な力量を有する人材を確保すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査に必要な力量を有する要員2名が増員されたこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(5)監査の質の向上</p> <p>① 監査室が実施する内部監査と、各事業部の品質保証部門が実施する内部監査を整理し、内部監査プロセスを改善すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 各部門の現状を把握し、内部監査に係る改善事項について整理し、改善策を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 監査室の品質目標に取り上げて活動を実施中であることを確認した。</p>	未完了
		<p>② 適切かつ実効的な内部監査を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 社長からの指示を受けて、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査の計画を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月及び同年7月に安全・品質本部及び濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成30年1月に監査室に対し、濃縮事</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。	
		3. 是正措置等の進捗管理及び評価体制の構築 (1) 全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価し、社長が必要な指示・命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等を目的とした会議体を設置すること。	【平成29年度第1回保安検査】 全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、安全・品質改革委員会（社長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当）を設置したこと（平成29年3月）、また、当該委員会は平成29年6月までに10回開催され、是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していることを確認した。	完了
		(2) 是正措置等の品質保証活動の実施状況について、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う会議	【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う機関として、社外有識者（法曹界、ISO規格及び安全文化等の	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>体を設置すること。</p>	<p>専門家)を委員とする安全・品質改革検証委員会を設置したこと(平成29年4月)、また、平成29年6月に当該委員会を開催予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催し、委員より、各部門の悪いところのみを取り上げる競争とならないように配慮すること等の改善活動に対する助言を得たこと、当該委員会における議事概要を社外へ公開していることを確認した。</p>	
		<p>4. 全社における継続的な改善活動</p> <p>(1)職場風土を改善するために、主に以下の事項を実施すること。</p> <p>① 対話活動の促進 (役員間、役員と社員、社員間)</p> <p>② 役員のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施</p> <p>③ 研修の実施(コミュニ</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し(平成29年5月)、各事業部に展開して活動中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。</p>	<p>未完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		ケーション研修等) ④ 職場の業務課題の共有化 ⑤ 職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施(アンケート、インタビュー)		
		(2)各事業部の保安活動に 関与する組織の管理職及び品質保証部門の要員に対して、品質マネジメントシステムの理解を促進させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 平成29年7月及び同年8月に当該研修を実施するために、計画書を改正中であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。	未完了